

**あきる野市
新型インフルエンザ等対策
行動計画**

**平成26年12月
あきる野市**

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
(1) 根拠・位置付け	3
(2) 対象とする感染症	3
(3) 計画の基本的考え方	3
(4) 計画の推進	3
(5) 計画の改定	3
2 対策の目的	3
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4
4 市行動計画における発生段階の取扱い	5
5 対策実施上の留意点	7
(1) 基本的人権の尊重	7
(2) 柔軟な対応	7
(3) 関係機関相互の連携・協力の確保	7
(4) 記録の作成・保存	7
(5) 事業継続のための準備	7
第2章 国、都、市等の基本的な役割	8
1 基本的な責務	8
(1) 国の役割	8
(2) 都の役割	8
(3) 市の役割	8
(4) 医療機関の役割	9
(5) 指定（地方）公共機関の役割	9
(6) 登録事業者の役割	9
(7) 一般の事業者の役割	9
(8) 市民の役割	9
第3章 対策の基本項目	10
1 行動計画の主要6項目	10
(1) 実施体制	10
(2) 情報提供・共有	14
(3) 感染拡大防止	16
(4) 予防接種	19
(5) 医療	21
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	22
第4章 各段階における対策	24
1 未発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) 情報提供・共有	25
(3) 感染拡大防止	25
(4) 予防接種	25
(5) 医療	26
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	26
2 海外発生期	27

(1) 実施体制	27
(2) 情報提供・共有	27
(3) 感染拡大防止	28
(4) 予防接種	28
(5) 医療	29
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	29
3 国内発生早期	30
(1) 実施体制	30
(2) 情報提供・共有	31
(3) 感染拡大防止	31
(4) 予防接種	32
(5) 医療	32
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	32
4 都内発生早期	34
(1) 実施体制	34
(2) 情報提供・共有	35
(3) 感染拡大防止	35
(4) 予防接種	36
(5) 医療	36
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	36
5 都内感染期	38
(1) 実施体制	38
(2) 情報提供・共有	39
(3) 感染拡大防止	39
(4) 予防接種	40
(5) 医療	40
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	41
6 小康期	43
(1) 実施体制	43
(2) 情報提供・共有	43
(3) 感染拡大防止	44
(4) 予防接種	44
(5) 医療	44
(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	44
用語解説	46

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、新型インフルエンザ等の患者に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率0.16%（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性のインフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聞いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に策定した。

3 東京都の行動計画

東京都（以下「都」という。）は、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とすべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、新たな行動計画の作成を行った。

都は、特措法に基づき、都の新型インフルエンザ等に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応のほか、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した。

4 あきる野市の行動計画の作成

あきる野市（以下「市」という。）は、平成22年7月に「あきる野市事業継続計画（BCP）〈新型インフルエンザ編〉」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25年6月に国は政府行動計画を、平成25年11月に都は「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。

市は、これらを踏まえ、特措法第8条に基づく「あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものである。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠・位置付け

- ・市行動計画は、特措法第8条に基づき、市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び都行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・市行動計画の策定に当たっては、あきる野市総合計画、あきる野市地域防災計画等と整合を図っていくものである。

(2) 対象とする感染症

- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、弾力的な運用ができるよう対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民と連携し、新型インフルエンザ等の対策が推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

- ア 市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。
- イ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。
- ウ 計画の実効性を高め具体的な対策とするため、マニュアル等を作成するなど、内容の充実を図る。

(5) 計画の改定

市行動計画の改定については、学識経験者や感染症に関する専門的な知識を有する者から、意見を聴き、行うものとする。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- 2 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療の安定提供能力を超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

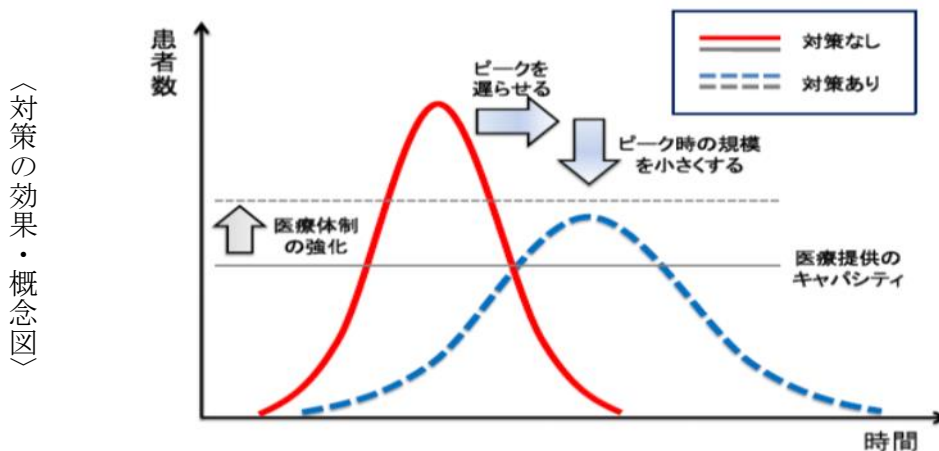
また、り患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療の安定提供能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

○ 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の整備・実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が患するものとした都行動計画の想定を基に、流行規模・被害想定予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

《流行規模・被害想定》

区分	国民	都民	あきる野市
り患割合	約 25%がり患	約 30%がり患	約 30%がり患
患者数	1,300～2,500 万人	3,785,000 人	24,570 人
健康被害	入院患者数 53 万人～200 万人	(1) 流行予測による被害 ①外来受診者数 3,785,000 人	24,570 人
	死亡者数 17 万人～64 万人	②入院患者数 291,200 人	1,890 人
		③死亡者数 14,100 人 (インフルエンザ関連死亡者数) ※	92 人
		(2) 流行予測のピーク時の被害 ① 1 日新規外来患者数 49,300 人	320 人
		② 1 日最大患者数 373,200 人	2,423 人
		③ 1 日新規入院患者数 3,800 人 ④ 1 日最大必要病床数 26,500 床	25 人 172 床

※ インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

- ・ 都の統計は平成17年度統計より、あきる野市は平成26年4月人口を基に算出している。
- ・ 健康被害については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合は、アメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定し算定されている。

4 市行動計画における発生段階の取扱い

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講じるべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

各発生段階は、政府行動計画及び都行動計画の区分に合わせて、「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「都内発生早期」「都内感染期」及び「小康期」の6つに分類する。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

なお、都行動計画で定める発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

《新型インフルエンザ等の発生段階》

政府行動計画		東京都行動計画		状態	
国	地方	あきる野市行動計画			
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	〈医療体制〉	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
			第3ステージ (緊急体制)		
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

市は、国、都、区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

（１） 基本的人権の尊重

- ・ 新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・ 感染拡大防止に係る入院措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第46条に基づく住民に対する予防接種の実施等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。
- ・ 具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２） 柔軟な対応

- ・ 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（３） 関係機関相互の連携・協力の確保

- ・ あきる野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、都対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・ あきる野市新型インフルエンザ等対策本部長（＝市長）（以下「本部長」という。）は、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（＝都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４） 記録の作成・保存

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した際には、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。なお、記録の公表に際しては、あきる野市個人情報保護条例等に留意する。

（５） 事業継続のための準備

- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染症規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部署の事業継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

第2章 国、都、市等の基本的な役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・ 世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・ 特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都の役割

- ・ 平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関等との調整、資器材の整備など、対策を推進する。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。
- ・ 発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など、都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市の役割

- ・ 平常時には、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整、訓練等を行い、対策を推進する。
- ・ 発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、市における対策を的確かつ迅速に実施し、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施する。
- ・ 市は、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。
- ・発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の他医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。
- ・発生時には、国、都及び市と連携協力し、市民生活が維持できるよう、医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。登録事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・発生時には、その活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者の役割

- ・平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染予防策や体制の整備に努める。
- ・発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民の役割

- ・平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザのときと同様、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・発生時には、国、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

第3章 対策の基本項目

1 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、(1) 実施体制、(2) 情報提供・共有、(3) 感染拡大防止、(4) 予防接種、(5) 医療及び(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保の6つの基本項目に分けて具体的な対策を定める。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりである。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、都、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全庁的、全市的な取組

- ・平常時は、全庁的な新型インフルエンザ等の連絡会議を通じ、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等の発生時に備えた対策を推進する。
- ・危機管理部署や健康福祉部を始め、所管部署においては、市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
- ・海外においてWHOが新型インフルエンザ等と認めた場合は、必要に応じて、所管部署が情報収集に努め、状況を市長等に報告するとともに、情報の一元化を図る。
- ・感染が拡大し、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、所管部署で対応が困難になると想定される事態に対応するため、副市長を危機管理監とする危機管理戦略本部を設置し、初動対応の確認や情報収集と整理、危機レベルの判定、関係部課への連絡・調整・指示など必要な対策を講じる。
- ・市政機能の維持を図るため各部は、あきる野市事業継続計画（BCP）に基づき、業務を継続する。

ウ 市対策本部の設置

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合には、市対策本部を直ちに設置する。
- ・市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(ア) 組織及び職員

- ・本部長は、市対策本部の事務を総括する。
- ・あきる野市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・あきる野市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。
- ・市対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

(イ) 会議

- ・本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- ・本部長は、特措法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(ウ) 部

- ・本部長は、必要と認めるときは、市対策本部に部を置くことができる。
- ・部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- ・部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- ・部長は、部の事務を掌理する。

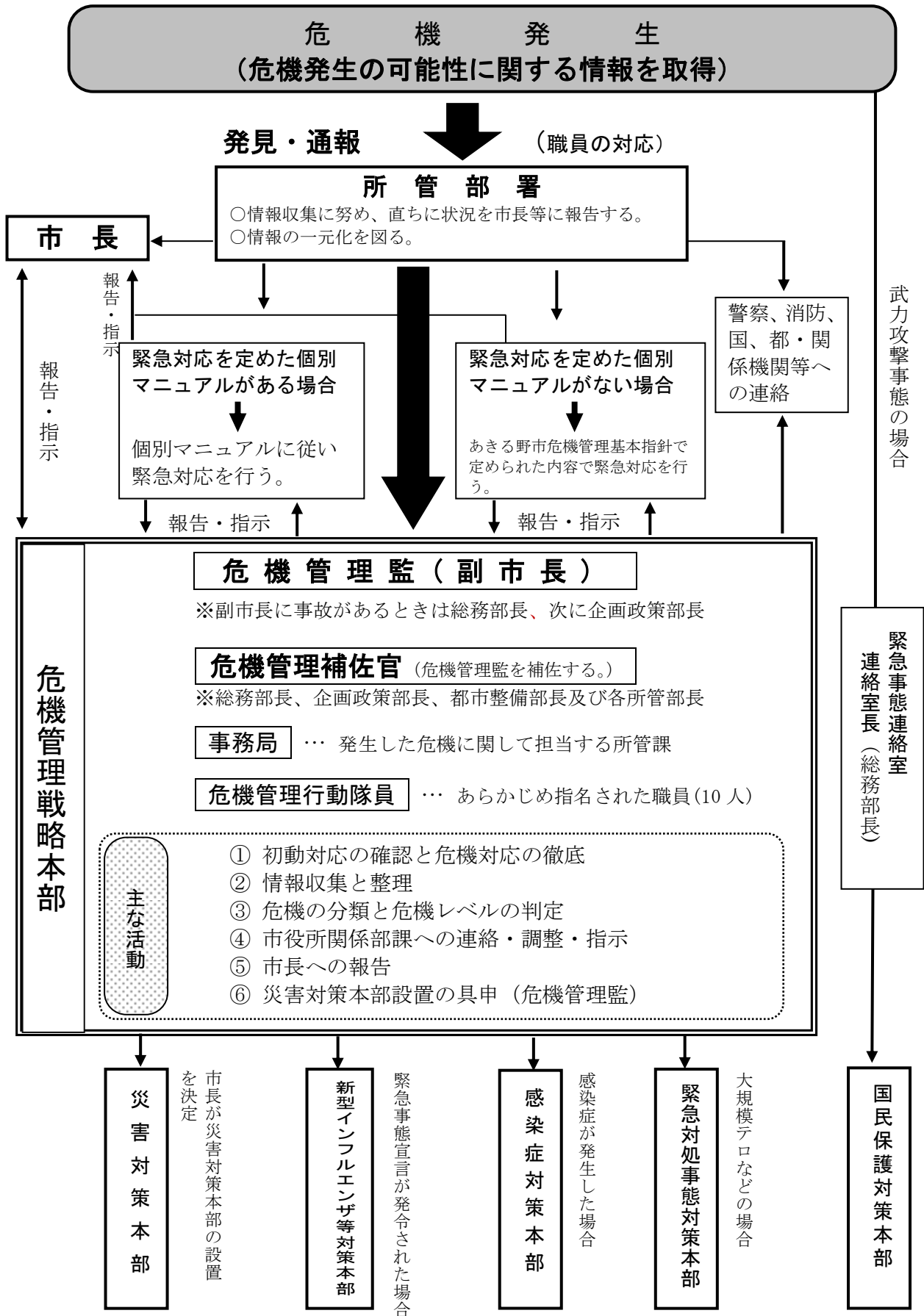
(エ) 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長及び教育長
- ・本部員：各部の部長及び秋川消防署長又はその指名する消防吏員

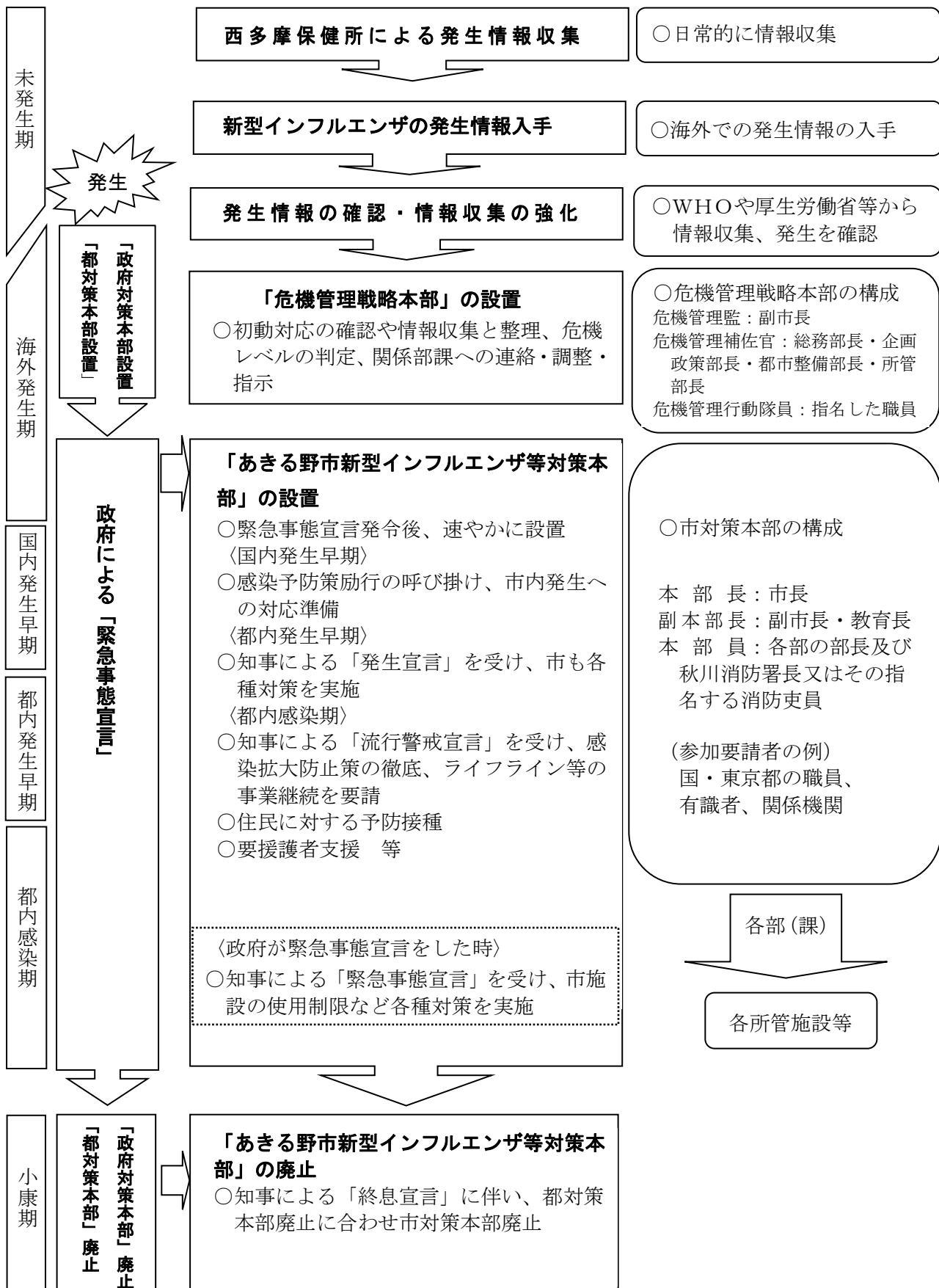
エ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等対策のための措置全体にわたる市の方針に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ・新型インフルエンザ等のまん延の防止に係る措置に関すること。
- ・予防接種の実施、調整及び支援に関すること。
- ・国、都、指定地方公共機関等に対する応援及び派遣の要請に関すること。
- ・新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- ・他に、重要な新型インフルエンザ等対策及び社会機能の維持に係る措置に関すること。

《危機発生時の対応イメージ》



《新型インフルエンザ等対策における危機管理体制》



(2) 情報提供・共有

ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関等事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。
- ・市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発を始め、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国・都の情報を市民に正確・迅速に分かりやすく伝えることが重要である。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、多様な媒体を活用して、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

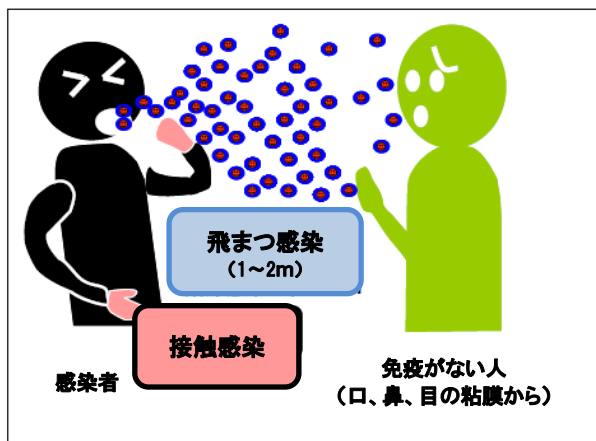
ウ 市民・事業者

(ア) 発生前における市民等への情報提供・普及啓発

- ・未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがかり患する可能性があり、り患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。
このため、リーフレット、広報紙、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。
- ・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

《感染予防策》

新型インフルエンザの感染経路は、「飛まつ感染」「接触感染」であり、その予防には手洗いやせきエチケットなどが有効な対策である。



※ 飛まつ感染: 感染した人がせきやくしゃみをすることで、排せつするウイルスを含む飛まつ(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛まつが粘膜に接触することで感染する経路を指す。

※ 接触感染: 皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典:「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(東京都)

(イ) 発生時における市民等への情報提供

- ・個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内及び市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、広報紙、ホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。
- ・市に在住又は滞在する外国人に対しては、国際交流団体などの協力を得て、高齢者や障がい者に対しては、確実に周知できるよう情報提供する。

(ウ) 報道発表

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を集約化し、一元的に管理する。なお、公表する情報については、国や都に準ずる。

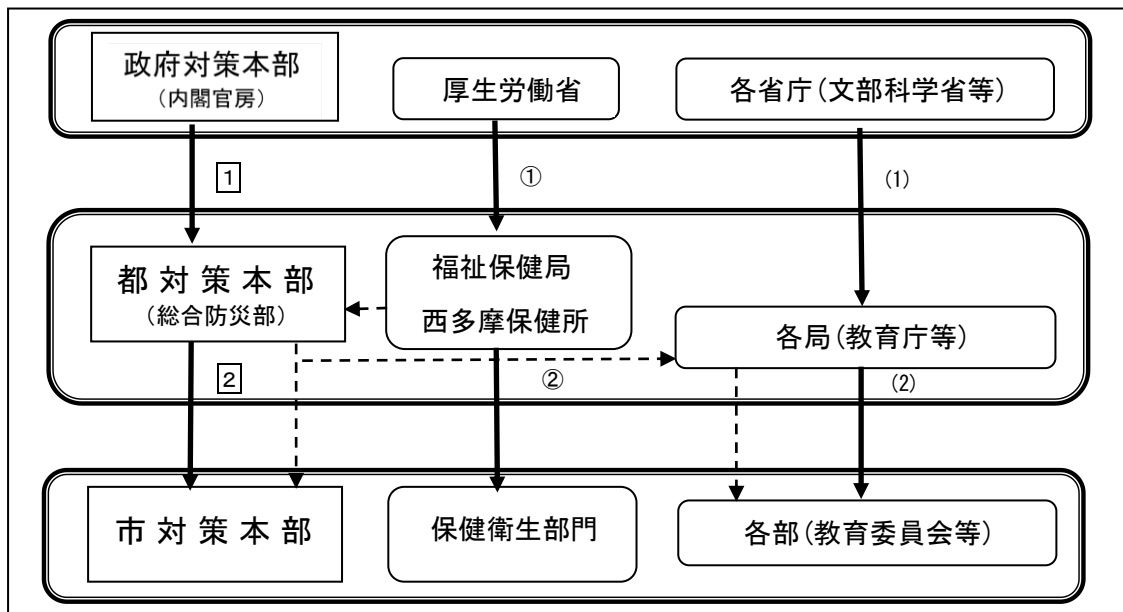
(エ) 患者等の個人情報

- ・個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を招くことのないよう留意する。
- ・公衆衛生上必要な情報については迅速に公表していくが、都と市の情報内容レベルのばらつきにより、混乱が生じることのないよう留意する。
- ・個人情報については、あきる野市個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から個人が特定されないよう配慮する。

エ 国・都・市の情報の流れ

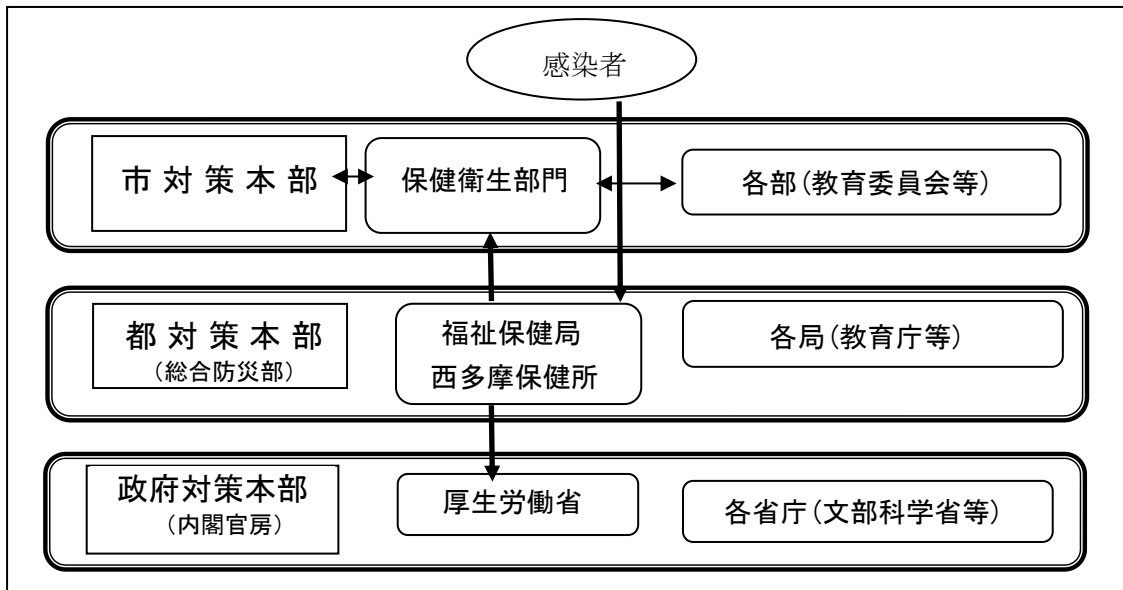
- ・市は、住民に最も身近な存在であるため、WHOや国・都の情報を市民に正確・迅速に分かりやすく伝えることが重要であり、国・都・他自治体等からの情報提供を迅速に受けるとともに、自ら積極的に情報を収集する。
- ・迅速かつ遺漏なく情報収集するため、各部署がそれぞれ国や都、他自治体の担当部署から平常時と同様ルートで情報共有を行う。特に、重要な情報については、複数ルートで情報提供を受け、混乱しないようにする。

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報の流れ（国の通知等）



- ①→② 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
- - -▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等の感染者に関する都から国及び市への情報の流れ



オ 医療機関等

- ・平常時から、医師会、歯科医師、薬剤師会等との連携を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制を構築しておく。
- ・本市の属する西多摩保健医療圏内の感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して、情報の共有化を図り、西多摩保健所、医療機関等と連携体制を構築する。

カ 関係機関

- ・平常時から、医師会、歯科医師会、薬剤師会を始め、町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、商工会、農業協同組合、私立幼稚園協会など、市内の関係団体の連絡網を構築しておく。また、これらの団体を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策を推進する。
- ・発生時には、関係団体の連絡網や市のメール配信サービスなどを通じて、メール、ファクシミリ等により発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応、関係事業者への周知を依頼する。

キ 市民相談

- ・都は、適切な感染予防を促すため新型インフルエンザ等の発生後、速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。
- ・市は、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国や都等から得られた最新の情報や感染予防策、医療機関への受診方法など、各種相談に応じられるような相談窓口を設置する。

(3) 感染拡大防止

ア 考え方

- ・新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・新型インフルエンザ等の流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

- ・具体的には、マスク着用、せきエチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など、様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階ごとに実施する。
- ・感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。
- ・政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示するので、市は、都等からの要請に応じてその取組等に協力する。

イ 主な感染拡大防止対策

(ア) 水際対策

- ・海外渡航する際の注意情報等を広報紙やホームページなどに掲載し、注意喚起を行う。

(イ) 個人対策

- ・都では、都内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・都は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態となった場合においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(ウ) 学校における対策

a 市立小・中学校

- 発生時には、学校医や西多摩保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講じる。
- ・新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、せきエチケット、手洗い等感染拡大防止に努める。
- ・集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。
- ・同じ地域や地域内の学校で流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、学校事業の自粛及び臨時休業を行うなどの措置を講じる。
- ・感染が拡大し、都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じて、全ての市立小・中学校の閉鎖について検討する。

b 私立学校

- ・各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。
- ・都は、患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。市は、都からの要請に応じ、その取組等に協力する。

c 学童クラブ等

- ・学童クラブ等については、新型インフルエンザ等の集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身けん怠感などの症状があれば、通所しない等の注意喚起をするとともに、新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、せきエチケット、手洗い等感染拡大防止に努める。
- ・集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。
- ・同じ地域や地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、事業の自粛及び臨時休業を行うなどの措置を講じる。
- ・感染が拡大し、都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じて、全ての学童クラブ等の閉鎖について検討する。

d 幼稚園、保育施設等

- ・幼稚園、保育施設等については、新型インフルエンザ等の集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身けん怠感などの症状があれば、通所しない等の注意喚起をするとともに、新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、せきエチケット、手洗い等感染拡大防止に努める。
- ・集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。
- ・同じ地域や地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、事業の自粛及び臨時休業を行うなどの措置を講じる。
- ・感染が拡大し、都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じて、全ての幼稚園、保育施設等の閉鎖について検討する。

e 社会福祉施設等

- ・高齢者、障がい者等の社会福祉施設については、各施設設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、施設利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置を講じる。

(エ) 施設の使用及び催物の開催制限等

a 事業者

- ・事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。
- ・これらの危機が発生した際に実施し得る感染拡大防止策について、協力を求められることを平常時から市民や事業者にも周知する。
- ・政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあり、市も協力して周知する。
- ・海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言

された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を行い、事前に理解を求める。

b 市の対応

- ・緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。
- ・行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫する。さらに、郵便やメール、ファクシミリ等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。
- ・市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

- ・ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。
- ・新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるよう、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(エ) 基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

- a 実施主体
 - ・国によるもの
登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ・都によるもの
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる都職員
 - ・市によるもの
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員
- b 接種方法
 - ・原則として集団的接種

ウ 住民接種

(ア) 種類

- a 臨時の予防接種
新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。
- b 新臨時接種
緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

(イ) 対象者の区分

以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化又は死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(エ) 接種体制

- ・市が実施主体となる。
- ・原則として、集団的接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

(オ) 接種方法

住民接種には、臨時接種と新臨時接種があるが、その共通した部分を記載する。

- ・市は、接種の実施に当たり、国及び都と連携して、あきる野保健相談所・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託することなどにより接種会場を確保し、原則として当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・発熱等の症状を呈しているなどの予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報やホームページ等により周知し、接種会場においても、掲示等により注意喚起する。
- ・基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも想定するものとする。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ・ワクチンが大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、集団的接種とするため、原則として、100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・ワクチンの開発流通状況等により、集団的接種によらず接種を行う場合も想定される。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者又は在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。

エ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行うよう都知事に求めることができる。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染したときに必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源等（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制等の整備を行う必要がある。そのため都は、海外発生期から都内発生早期までにおいては、新型インフルエンザ等への感染が

疑われる患者を、ある程度限定された医療機関において外来診療・入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避する体制を構築している。

イ 医療提供体制

- ・ 都は、医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ 市は、都、医療機関その他の関係機関と連携を図りながら、在宅で療養する患者への支援を行う。
- ・ 市は、国や都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

《発生段階ごとの医療提供体制》

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (帰国者・接触者外来) (ウイルス検査実施)			全ての医療機関が対応 (基本は掛かり付け医)			
	入院		陽性(+)	陰性(-)		感染症指定医療機関 一般医療機関への入院又は 自宅療養	小児、重症患者受入可能医療機関の確保	・特別の措置要請 ・臨時医療施設の活用	

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 考え方

- ・ 新型インフルエンザは、各地域での流行が約8週間程度続くといわれ、新型インフルエンザ等が発生した場合は、多くの市民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響を最小限にできるよう、都・区市町村、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

イ 市民生活の維持

(ア) 食料等生活必需品の確保

- ・ 市は、社会機能が低下する中で、不足が予想される食料等生活必需品については、平常時より備蓄するよう、普及啓発をする。

(イ) 高齢者等要援護者の支援

- ・ 高齢者・障がい者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。
- ・ 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ・ 外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、町内会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。
- ・ 外国人への支援について、多言語情報の提供や宗教など生活習慣の違いに対する配

慮を行う。

(ウ) ごみの収集・運搬・排出抑制

- ・ごみの収集、運搬や焼却が停滞しないよう、体制整備を図る。
- ・都内感染期には、事業実施が困難な場合が予想されるため、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

(エ) 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

- ・市民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

(オ) 行政手続上の申請期限の延長

- ・特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、市条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(カ) 市民の安全・安心の確保

- ・市は、警視庁及び東京消防庁等と連携し、地域住民等にも協力を求め、防犯・防災活動の取組を強化する。

ウ 遺体に対する適切な対応

- ・新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染予防策を実施し、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。
- ・感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。併せて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排せつ物からの感染を予防するため、手袋やマスク等の必要があり、遺族への理解を得るよう努める。
- ・市で発行する「死体埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。
- ・「死体埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を実施する。
- ・一時的に死亡者が急増した場合には、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とするなど、迅速に埋火葬を行う。

エ 事業者への支援

市が行う事業者への支援は、国や都等からの要請に応じて、適宜、実施する。

オ 市機能の維持

市は、新型インフルエンザ等の発生時、市民生活に影響がないように各種事業の継続を目的として、事業継続計画（BCP）を必要に応じて見直しを行う。また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場所については、庁舎の入り口に感染予防に関する周知や、手洗い、うがいの励行等のポスターを掲示する等感染拡大防止に努める。

第4章 各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施していく。

対策の実施方法等については、必要に応じて、市行動計画手順（マニュアル）等に定める。

1 未発生期

○状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

○目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- ・ 国、都、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

○対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、市行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- ・ 所管部署は、関係部課と連携を図り、発生時に備えた市行動計画手順（マニュアル）を作成し、事業継続計画（BCP）を整備する。
- ・ 市は、国、都、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 市は、市行動計画の作成に当たり、必要に応じて、都による支援を要請する。
- ・ 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報紙やホームページ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ 体制整備等

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（広報紙やホームページ等での情報発信、報道機関への情報提供）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、市対策本部における情報提供のあり方を検討する。
- ・市は、地域における対策の現場となる医療機関や関係機関等とメールや電話を活用して、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。
- ・教育委員会は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。

(3) 感染拡大防止

ア 個人における対策の普及

- ・市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(4) 予防接種

ア 基準に該当する事業者の登録

- ・市は、国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。

イ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(イ) 住民接種

- ・市は、国及び都の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・市は、国及び都の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。
- ・市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

ウ 情報提供

- ・市は、国、都等と連携して、国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

- ・市は、平素から、都と連携して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体との会議等を通じて、医療確保に関する連携を図り、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・市は、国及び都と連携して、都内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続等を決めておく。

イ 火葬能力等の把握

- ・市は、都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

エ 市機能の維持

- ・市機能に中断が生じないよう、市事業継続計画（BCP）を必要に応じて見直し、また、職員に対する感染症予防対策の徹底を図る。

2 海外発生期

○状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

○目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都（市）内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・都（市）内発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう措置をとる。
- ・対策の判断に役立つため、国、都、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。
- ・市民生活及び地域経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、都内発生に備えた体制の整備を急ぐ。

（1）実施体制

ア 体制強化等

- ・市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、所管部署が情報の集約・共有を行う。
- ・市の対応が広範となる場合は、副市長を危機管理監とする危機管理戦略本部を設置し、市の対応を強化する。
- ・国が政府対策本部を設置した場合には、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

（2）情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、都等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、都内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、

関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ・市は、市対策本部における広報担当を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。
- ・市内医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

イ 情報共有

- ・市は、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・市は、都等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供に努める。

(3) 感染拡大防止

ア 個人における対策の注意喚起

- ・市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の注意喚起について、国、都、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

イ 水際対策

- ・市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供及び事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、都、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

(4) 予防接種

ア 接種体制

(ア) 特定接種

- ・市は、国及び都と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ・市は、国及び都と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、マニュアル等を定め、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

イ 情報提供

- ・市は、国及び都と連携して、国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

- ・国や都から、医療に関する通知等があった場合は、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携して国内発生早期に備えた体制を整備する。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・都では、国が事業者には要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者には周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・市は、都等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要なとなる人員等の確保についても準備を進める。

3 **国内発生早期**（都内未発生）

○状態

- ・都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

○目的

- ・都（市）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

○対策の考え方

- ・都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、都等と連携して、医療機関、事業者及び市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び地域経済活動の安定のための準備等、都内発生に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

（1）実施体制

ア 実施体制

- ・市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに副市長を危機管理監とする危機管理戦略本部を設置し、情報の集約・共有を行う。
- ・市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ会議を開催し、都内発生早期の対策を確認する。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

（ア）緊急事態宣言

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、都行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

（イ）市対策本部の設置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、都等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、都内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信や、報道機関への情報提供を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、都等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市対策本部における広報担当を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、必要に応じて市対策本部において調整する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、都や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・市は、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、都等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3) 感染拡大防止

ア 都等との連携による市民・事業所等への要請

- ・市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・市は、都等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施について、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うことができるよう学校の設置者に準備を要請する。
- ・市は、都等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

- ・都等からの要請に応じ、発生地域への渡航自粛について市民に呼び掛けるなど、適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・市は、国及び都と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

(ア) 住民接種の実施

- ・市は、都等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び都と連携して、全市民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会等の協力を得て、住民接種を開始する。

(イ) 住民接種の周知・相談

- ・市は実施主体として、住民らの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市は、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

(ウ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- ・国や都から、医療に関する通知等があった場合は、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携して都内発生早期に備えた体制を整備する。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・都では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼び掛け

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

- ・ 都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 要援護者対策

- ・ 在宅高齢者、障がい者等要援護者となる対象世帯の把握と生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等についての準備を行う。

エ 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。
- ・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

オ 市機能の維持

- ・ ごみ収集事業等、市民生活に必要な市の事業について、都内での発生、流行に備えた準備を行う。

4 都内発生早期

○状態

- ・都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

○目的

- ・都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・都内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・市は、都内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに副市長を危機管理監とする危機管理戦略本部において、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ会議を開催し、都内感染期の対策を確認する。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言

(ア) 緊急事態宣言

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、都行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(イ) 市対策本部の設置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、都等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、都内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信や、報道機関への情報提供を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、都等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市対策本部における広報担当を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、都や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・市は、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、都等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3) 感染拡大防止

ア 都等との連携による市民・事業所等への要請

- ・市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・市は、都等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施について、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うことができるよう学校の設置者に準備を要請する。
- ・市は、都等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

- ・都等からの要請に応じ、発生地域への渡航自粛について市民に呼び掛けるなど、適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、都が実施する不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限及び臨時休業等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・市は、国及び都と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・市は、都等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び都と連携して、全市民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会等の協力を得て、住民接種を開始する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- ・国や都から、医療や医療提供体制の移行等に関する通知等があった場合は、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携して都内感染期に備えた体制を整備する。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・都では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼び掛け

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。
- ・都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 業務の継続等

- ・都では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ サービス水準に係る市民への呼び掛け

- ・市は、都等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛ける。

オ 要援護者対策

- ・在宅高齢者、障がい者等要援護者となる対象世帯の把握と生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について引続き準備を行う。

カ 行政手続上の申請期限の延長

- ・行政手続上の申請等について、大規模震災発生時に実施されている行政上の申請期限延長について、国及び都に対し情報の提供を求め、準備する。

キ 市民の安全・安心の確保

- ・都では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が警視庁に対し犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ク 遺体の火葬・安置

- ・市は、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。
- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

ケ 市機能の維持

- ・ごみ収集事業等、市民生活に必要な市の事業について、継続するとともに、都内感染期に備え、市関連事業の休止や施設の貸出し中止などの対応を検討する。

5 都内感染期

○状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

○目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び地域経済活動への影響を最小限に抑える。

○対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 都内感染期移行の判断

- ・ 都は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更及び都知事による流行警戒宣言等により都内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び都行動計画により必要な対策を行う。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく都知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・発生状況等の最新情報、感染予防策等について、広報紙、ホームページ等の手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。
- ・医療提供体制が切り替わるため、市は都等と連携して、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。
- ・学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、都や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・市は、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

- ・市は、都等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。
- ・市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

エ 関係機関への情報提供

- ・医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

(3) 感染拡大防止

ア 感染拡大防止策

- ・市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・市は、都等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。
- ・市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施について、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、都等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、都が実施する不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限及び臨時休業等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・市は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を継続実施する。

イ 緊急事態宣言がされている場合

- ・市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を継続実施する。

(5) 医療

- ・新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常のインフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになり、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても全ての一般入院医療機関が受け入れる。

ア 第一ステージ（通常の院内体制）

- ・新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。
- ・一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。
- ・重症患者受入れ可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなどの協力を呼び掛ける。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。

イ 第二ステージ（院内体制の強化）

- ・入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都から要請があった場合は、医療機関に周知する。
- ・医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制に基づき、市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。

ウ 第三ステージ（緊急体制）

- ・都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベットなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。
- ・引き続き、医師会及び薬剤師会に対し、市内の重症患者受入れ可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。

エ 在宅で療養する患者への支援

- ・市は、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・都では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼び掛け

- ・市は、都等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼び掛ける。
- ・都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。

ウ 業務の継続等

- ・都では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・都は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。

エ サービス水準に係る市民への呼び掛け

- ・市は、都等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛ける。

オ 要援護者対策

- ・在宅高齢者、障がい者等要援護者となる対象世帯の把握と生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。

カ 行政手続上の申請期限の延長

- ・国又は都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。

キ 市民の安全・安心の確保

- ・都では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が警視庁に対し犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ク 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、都からの要請に応じ、国及び都と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
- ・市は、都からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設（体育館等）を使用する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められ埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

ケ 市機能の維持

- ・ごみ収集事業等、市民生活に必要な市の事業を継続し、また、市関連事業の休止や施設の貸出し中止など、状況に応じた対応を行う。

6 小康期

○状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

○目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

○対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材及び医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 小康期への移行

- ・ 都では、国の基本的対処方針の変更及び都知事による終息宣言等により小康期に切り替え、国の基本的対処方針及び都行動計画により必要な対策を行う。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

ウ 対策の評価・見直し

- ・ 市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、都による都行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

エ 市対策本部の廃止

- ・ 市は、政府対策本部及び都対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 市は、都等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し、広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて都等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・市は、都等と連携し、都等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・市は、都等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(3) 感染拡大防止

- ・市は、都等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

- ・医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・状況に応じ、平常時の体制に移行する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

ウ 業務の再開

- ・都は、国と連携し、都内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・都は、国と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・市及び指定（地方）公共機関は、国及び都と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

オ 市機能の回復

- ・状況に応じて平常時の体制に移行し、第二波に備えて事業継続計画（BCP）の検証や改定を行う。

用語解説

・インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

・感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

・感染症入院医療機関

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

・基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

・緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

・抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

・抗原性

人間が従来ウイルスと違うと認識できる違いの程度。この違いの程度が大きければ、従来ウイルスに対して既に持っている抗体が対応できないため、重症化する可能性が高くなる。

・个人防护具

エアロゾル、飛まつなどのばく露のリスクを最小限にするためのバリアとして接着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

・サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のこと。

・指定（地方）公共機関（特措法第2条第6項、第7項）

独立行政法人等及び医療、医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関

・新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう（感染症法律第6条第9項）。

・新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認された世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

・新型インフルエンザ専門外来

発生源からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来

・新型インフルエンザ相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、新型インフルエンザ専門外来に紹介するための相談センター

・新臨時接種

平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、「感染力は強いが、病原性の低い新型インフルエンザ」が発生した場合等に臨時に行う予防接種

・致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡したものの割合

・鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、感染症を引き起こすことがある。ウイルスが種差を越えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

・濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者

- ・ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原性が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制力などを総合した表現

- ・ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- ・ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン